

◎佐賀県条例第19号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(普通課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第4条 法第19条第1項の規定により条例で定める職業訓練の基準（以下「訓練基準」という。）のうち普通課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(短期課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第5条 訓練基準のうち短期課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第9条 知事は、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料（<u>実技試験に係る手数料に限る。</u>）については、次の表の左欄に掲げる等級の技能検定試験を受検する者（<u>出入国管理及び難民認定法</u></p> | <p>(普通課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第4条 法第19条第1項の規定により条例で定める職業訓練の基準（以下「訓練基準」という。）のうち普通課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方</u>を行うこと。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(短期課程の普通職業訓練の基準)</p> <p>第5条 訓練基準のうち短期課程の普通職業訓練に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方</u>を行うこと。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる等級の技能検定試験を受検する者（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。</u>）が納付す</p> |

| 改正前 | | 改正後 | | | | | |
|---|--|---|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|--------|
| <p>(昭和26年政令第319号) 別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) に対して、それぞれ次の表の右欄に掲げる額を減額することができる。</p> | | <p>る手数料(実技試験に係る手数料に限る。)の額については、前条第1項の表第4号の中欄に掲げる手数料の額の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とすることができる。</p> | | | | | |
| 等級 | 額 | 等級 | 技能検定試験を受検する者 | 額 | | | |
| 1級 | <p>次に掲げる者にあつては、9,000円</p> <p>(1) 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次に掲げる者</p> <p>ア 県内において職に就いている者</p> <p>イ 職に就いていない者</p> <p>(2) 県外に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、県内において職に就いている者</p> <p>(3) 県内施設訓練生等</p> <p>(4) 県外施設訓練生等のうち、次に掲げる者</p> <p>ア 県内に住所を有する者</p> <p>イ 県外に住所を有する者(県内において職に就いている者に限る。)</p> | 1級及び単一等級 | (1) 県内施設訓練生等 | 9,200円 | | | |
| | | | (2) 県外施設訓練生等(県内に住所を有する者に限る。) | 9,200円 | | | |
| 2級 | <p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 25歳未満の者(技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において25歳に達していない者をいう。以下同じ。) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内に住所を有する者(県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。)のうち、次に掲</p> | | (3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者 | ア 県内において職に就いている者 | 9,200円 | | |
| | | | | イ 職に就いていない者(県内に住所を有する者に限る。) | 9,200円 | | |
| | | 2級 | (1) 県内施設訓練生等 | | (1) 県内施設訓練生等 | 2,900円 | |
| | | | | | (2) 県外施設訓練生等(県内に住所を有する者に限る。) | 2,900円 | |
| | | 2級 | (3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者 | | (3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者 | ア 県内において職に就いている者 | 9,200円 |
| | | | | | | イ 職に就いていない者(県内に住所を有する者に限る。) | 9,200円 |
| 3級 | 23歳未満の者(技能検定試験の実 | | (1) 県内施設訓練生等 | 2,900円 | | | |
| | | | (2) 県 | ア 県内に住所を有す | 2,900円 | | |

| 改正前 | | 改正後 | | | | |
|-----|---|---|----------------|--|---------------|---------------|
| | <p>げる者 9,000円</p> <p>(ア) 県内において職に就いている者</p> <p>(イ) 職に就いていない者</p> <p>イ 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,000円</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 15,300円</p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 15,300円</p> <p>(イ) 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。） 9,000円</p> <p>オ アからエまでに掲げる者以外の者のうち、雇用保険の被保険者（技能検定試験の実技試験の受検申込みをする日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。） 9,000円</p> <p>(2) 25歳以上の者（技能検定試験の実技試験の実施日の属する年度の4月1日において25歳に達している者をいう。以下同じ。） 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,000円</p> <p>(ア) 県内において職に就いている者</p> <p>(イ) 職に就いていない者</p> | <p>技試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳に達していない者をいう。）</p> | <p>外施設訓練生等</p> | <p>る者</p> | <p>3,100円</p> | |
| | イ 県外に住所を有する者 | | | <p>(ア) 雇用保険の被保険者（技能検定試験の実技試験の受検申込みをする日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。）</p> | | <p>7,600円</p> |
| | | | | <p>(イ) (ア)に掲げる者以外の者</p> | | |
| | | (3) (1) | ア 県内において職に | 9,200円 | | |

| 改正前 | | 改正後 | | | |
|-----|--|--|--------------|--------------|--|
| | <p>イ 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,000円</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 15,300円</p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 15,300円</p> <p>(イ) 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。） 9,000円</p> | | 及び | 就いている者 | |
| | | | (2)に掲げる者以外の者 | イ アに掲げる者以外の者 | <p>(ア) 雇用保険の被保険者 9,200円</p> <p>(イ) 職に就いていない者（県内に住所を有する者に限る。） 9,200円</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者以外の者 13,700円</p> |
| 3級 | <p>次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 25歳未満の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,000円</p> <p>(ア) 県内において職に就いている者</p> <p>(イ) 職に就いていない者</p> <p>イ 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,000円</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 15,300円</p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 15,300円</p> <p>(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | 23歳以上の者（技能検定試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳に達している者をいう。） | (1) 県内施設訓練生等 | ア 県内に住所を有する者 | 2,900円 |
| | | | (2) 県外施設訓練生等 | イ 県外に住所を有する者 | <p>(ア) 県内において職に就いている者 9,200円</p> <p>(イ) (ア)に掲げる者 12,100円</p> |

| 改正前 | | 改正後 | | | |
|-----|--|-----|-------------------|-----------------------------|--------|
| | <p>a 雇用保険の被保険者 15,100円</p> <p>b aに掲げる者以外の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(a) 県内において職に就いている者 9,000円</p> <p>(b) (a)に掲げる者以外の者 6,100円</p> <p>オ アからエまでに掲げる者以外の者のうち、雇用保険の被保険者 9,000円</p> <p>(2) 25歳以上の者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者 9,000円</p> <p>(ア) 県内において職に就いている者</p> <p>(イ) 職に就いていない者</p> <p>イ 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者 9,000円</p> <p>ウ 県内施設訓練生等 15,300円</p> <p>エ 県外施設訓練生等 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 県内に住所を有する者 15,300円</p> <p>(イ) 県外に住所を有する者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 県内において職に就いている者 9,000円</p> | | | 以外の者 | |
| | | (3) | (1)及び(2)に掲げる者以外の者 | ア 県内において職に就いている者 | 9,200円 |
| | | | | イ 職に就いていない者（県内に住所を有する者に限る。） | 9,200円 |

| 改正前 | | 改正後 |
|------|--|-----|
| | <p>b aに掲げる者以外の者 6,100円</p> | |
| 単一等級 | <p>次に掲げる者にあつては、9,000円</p> <p>(1) 県内に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、次に掲げる者</p> <p>ア 県内において職に就いている者</p> <p>イ 職に就いていない者</p> <p>(2) 県外に住所を有する者（県内施設訓練生等及び県外施設訓練生等を除く。）のうち、県内において職に就いている者</p> <p>(3) 県内施設訓練生等</p> <p>(4) 県外施設訓練生等のうち、次に掲げる者</p> <p>ア 県内に住所を有する者</p> <p>イ 県外に住所を有する者（県内において職に就いている者に限る。）</p> | |
| 2 略 | | 2 略 |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。